



KAILUA INTERNATIONAL SCHOOL

2-15-16 Maehara-nishi, Funabashi city, Chiba 274-0825

TEL/FAX 047(479)7272

E-mail admin@kailua-international-school.info

URL <http://kailua-international-school.info>

学校規約改定

改定内容

入学等に関する規約

●第3条（月謝等）

5 月謝，施設維持費及び教材費等の返還その他

お支払いいただいた月謝，施設維持費及び教材費等の返還その他は，次のとおりとします。

（1）月謝については，前前月末日までに退学手続き等が終了している場合に限り，当月1日以降分の月謝の返還をいたします。

●第7条（自主退学等）

甲が自主退学を希望する場合には，原則として，前前月末日までに乙が指定する書式に基づく退学届けを乙に対し提出する方法で退学手続きをするものとし，未納金がある場合には，退学手続き完了時までにはすべての未納金のお支払いを行ってください。前前月末日までに乙が指定する書式に基づく退学届けを甲が乙に対し提出しない場合には，甲は当月分の月謝及び諸費用等を，乙に対し支払うものとします。

●第5条（登下校等）

4 プログラムの変更

甲がプログラムの変更を希望する場合には，乙に対して，前前月末日までに変更届けを提出してください。

共通改定

改定前月 15 日⇒改定後前前月末日

例)

3 月末日退学⇒改定前 2 月 15 日までに申告

改定後 1 月末日までに申告

期限が過ぎますとお月謝 1 ヶ月分が引き落とされますのでご注意ください。

2016 年 3 月 31 日改定